

(各通達の抄訳、ポイント)

**個人情報保護法（PDPA）第 28 条に基づき外国に送信または移転される個人情報保護基準に関する PDPC 通達（2023 年 12 月 12 日付、第 28 条通達）**

第 28 条通達は、データ管理者が国境を越えて国外や国際機関に個人情報を移転する場合、当該移転先の国または国際機関は PDPC が発行した基準に沿った十分な個人情報保護基準を有していなければならないと規定している。ただし、PDPA 第 28 条で例外とされるケース（法令の順守のための送信／移転、データ主体から同意を取得している場合、契約履行の必要性がある場合など）を除く。

移転先の国や組織が十分なデータ保護基準を有しているかどうかは、以下の基準で判断する。

- 移転先の国や組織が、タイの PDPA に沿った個人情報保護の法的措置やメカニズムを有している。特にデータ管理者の義務として、データ主体の権利行使を可能にする適切なセキュリティ対策、個人情報保護対策、効果的な法的救済措置の提供を求めていること。
- 移転先の国や組織に、個人情報保護法・規則の実施に責任を負う当局が存在すること。

移転先の国や国際機関の個人情報保護基準の十分性にかかる問題が発生した場合、当該案件はデータ管理者や PDPC 事務局から PDPC に判断を仰ぐものとする。PDPC はケースバイケースで判断を検討する、あるいは、個人情報保護基準が十分であると見なされる移転先の国や国際機関のリストの発行を行う。

ただし、本通達は第 3 者がアクセスできないコンピュータシステム、ネットワーク、データストレージ間で中継される形で送信・移転される個人情報は対象としない（例：国際的なネットワーク間で送信・移転される情報や、クラウドコンピューティング・サービス事業者により送信・移転される情報）。

## 個人情報保護法（PDPA）第 29 条に従って外国に送信または移転される個人情報保護の基準にかかる PDPC 通達（2023 年 12 月 12 日付、第 29 条通達）

第 29 条通達では、上記第 28 条通達で規定した例外（十分な保護基準を満たしている国や国際機関への移転）に加え、（1）拘束的企業準則（Binding Corporate Rules：BCR）、（2）適切な保護措置（appropriate safeguard）の 2 つを選択肢として規定する。

### **拘束的企業準則（Binding Corporate Rules：BCR）**

タイのデータ管理者やデータ処理者が PDPC 事務局の評価および認定を受けた BCR を有している場合、国外の個人情報の受領者（同じ系列企業に従事する者やグループ会社に所属する者）に対して、個人情報を送信・移転することができる。

BCR には、以下の基準に準拠したプライバシーポリシーが含まれている必要がある。

- 関係者（法人・自然人、データ処理者、送信者、受領者、従業員など）間で法的有効性、実効性を有すること。個人情報保護法に準拠し、スタッフ・従業員など、個人情報の送受信に関わる全員で実施できること。
- 個人情報保護、データ主体の権利、個人情報の越境移転にかかる苦情申し立てを認める条項があること。
- 個人情報保護法や関連法で定められた最低限の基準に従った個人情報保護措置、セキュリティ対策を講じること。

### **適切な保護措置（appropriate safeguard）**

移転先に十分なデータ保護基準がない場合や、BCR が存在しない場合でも、法的に有効な救済措置を含む「適切な保護措置」が実施されていれば、データ管理者やデータ処理者は個人情報を国外に転送してよい。

同措置は以下のような形式となる。

- (1) 契約条項：個人情報の越境移転、国際的なデータ転送に関する契約条項で、データの送信者や受領者に適用されるもので、契約当事者の責任と条件を明確にし、個人情報の適切な保護措置を確保するもの。
- (2) 認証取得：データ管理者・処理者による個人情報の収集・利用・開示に関するもの。個人情報の越境移転について、認知された基準に従い適切な保護措置が採られていることを示すもの。（詳細は後日 PDPC が発表）
- (3) 個人情報の越境移転の際、タイおよび相手国の国家機関との間で交わされた法的拘束力や強制力を有する法令・協定。

契約条項は以下のいずれかに該当すること。

- (1) 少なくとも以下の内容・条項が含まれる契約条項であること。
  - 個人情報の収集、利用、開示（送信・転送を含む）は個人情報保護法を順守しなければならない。
  - 送信者、転送者、受領者は、個人情報保護法に基づく最低基準のセキュリティ対策を講じなければならない。
  - 受領者がデータ処理者である場合は次の義務を負う。(1) データ処理者は厳密にデータ送信者／転送者の指示および与えられた目的に従って、個人情報を処理すること。(2) データ主体が権利の行使を要求した場合、最初の機会にデータの送信者／転送者に通知すること。(3) 個人情報は適切な方法で返却、削除、破棄、識別不能にし、完了次第、データ送信者／転送者に書面で完了を通知すること。(4) データ侵害に気づいた場合、遅滞なく 72 時間以内にデータ侵害インシデントをデータ送信者／転送者に通知すること。
  - 受領者がデータ管理者である場合、受領者はデータ侵害が個人の権利および自由に影響を及ぼす可能性が低い場合を除き、データ侵害の発生を認識した時点で可能な限り速やかに、72 時間以内にデータ侵害の発生を送信者／転送者に通知しなければならない。
  - データ主体またはデータ主体の権利のために、効果的な法的措置による法的救済がなければならない。

- (2) [クロスボーダー・データフローに関する ASEAN モデル契約条項](#)、欧州議会及び理事会規則 2016/679〔一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）〕第 46 条 1 項および第 2 項 (c)、第 28 条 7 項に基づき発行された個人情報の第 3 国移転に関する標準契約条項、または PDPC が定める他機関や国際機関の契約条項。

これらモデル契約条項には、個人情報保護に関する内容として、以下のような措置などが含まれる必要がある。

- (1) 個人情報の移転をデータ主体に通知するための措置
- (2) 個人情報の移転を制限するための措置
- (3) データ主体が個人情報の送信や転送を停止する権利を行使するための代替措置
- (4) 契約に含まれる個人情報の移転に関する責任を特定するための措置
- (5) 個人情報の移転におけるセキュリティを保持するための措置
- (6) 個人情報へのアクセス、更新、削除／破棄の権利を特定するための措置
- (7) 効果的な救済措置を確保するための措置

モデル契約条項の原則に反しない限り、またデータ主体の権利や自由に影響を与えない限り、モデル契約条項のリバイスまたは修正を行うことが可能。

**【免責条項】**

本資料は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロ・バンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。原典については、下記リンク先をご覧ください。本 URL は 2024 年 1 月 15 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/14915.pdf>

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/14913.pdf>